

平成30年度対象

# 定期監査結果について

(平成30年11月～令和元年9月実施)

令和2年1月

山形県監査委員事務局

# 目 次

第1	監査の概要	
1	監査対象年度及び監査実施期間	1
2	監査の執行者	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の主眼及び重点監査項目	1
5	監査結果の処理及び公表	2
6	監査実施状況	2
第2	監査結果の概要	
1	指摘事項及び注意事項の状況	4
2	指摘事項及び注意事項の内容並びに考えられる発生要因	5
3	指摘事項及び注意事項の部局別状況	9
4	重点監査項目の監査結果	10
第3	部局別監査結果の詳細	
1	総務部	11
2	企画振興部	12
3	防災くらし安心部	12
4	環境エネルギー部	13
5	子育て推進部	13
6	健康福祉部	14
7	商工労働部	15
8	観光文化スポーツ部	16
9	農林水産部	18
10	県土整備部	20
11	会計局	21
12	村山総合支庁	21
13	最上総合支庁	22
14	置賜総合支庁	23
15	庄内総合支庁	23
16	東京事務所	24
17	企業局	24
18	病院事業局	25
19	県議会	26
20	教育委員会	26
21	警察	30
22	その他委員会等	31

## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財務事務に関連する事務の執行についての監査（以下「監査」という。）を実施した。

### 1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成30年度
- (2) 監査実施期間 平成30年11月15日から令和元年9月3日まで

### 2 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員	伊藤重成	(監査執行期間)	平成30年11月～平成31年2月)
同	鈴木孝	(監査執行期間)	平成30年11月～平成31年2月)
同	小野幸作	(監査執行期間)	令和元年6月～令和元年9月)
同	木村忠三	(監査執行期間)	令和元年6月～令和元年9月)
同	武田一夫	(監査執行期間)	平成30年11月～令和元年9月)
同	加藤香	(監査執行期間)	平成30年11月～令和元年6月)
同	海老名信乃	(監査執行期間)	令和元年7月～令和元年9月)

### 3 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。また、監査を適正かつ効率的に行うため、あらかじめ事務局職員が監査対象機関に出向き調査（予備監査）を実施した。

#### (1) 実地監査

監査委員が監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

#### (2) 書面監査

監査委員が監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

### 4 監査の主眼及び重点監査項目

#### (1) 監査の主眼

監査は、県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、県の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか、また、財務事務に関連する事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、特に次の点に意を用いて実施した。

ア 事務処理にあたって、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げているか

イ 組織及び運営の合理化に努めているか

#### (2) 重点監査項目

適正な事務処理の更なる徹底を図るため、平成30年度対象の監査に当たっては、主眼事項の確認に加え、前年度に引き続き、財務事務に関する管理体制を重点監査項目に位置づけ、①職員の資質向上、②確実なチェック体制、③所属長等による適

正な事務管理の3項目について、特別調書の徴取や所属長及び担当者からの聴取りなどにより、具体的な対応状況を確認した。

## 5 監査結果の処理及び公表

監査の結果については、監査対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、適切でない事務事業等の執行に関しては、指摘事項又は注意事項として是正改善を求めた。

また、おおむね2箇月ごとに取りまとめ、知事等に対して監査結果報告書を提出するとともに、県公報への登載及び県のホームページにおいて公表を行った。

## 6 監査実施状況

### (1) 監査区分

監査対象年度に実施する現年度監査と監査対象年度の翌年度に実施する過年度監査に区分して実施した。

ア 現年度監査は、平成30年11月から平成31年4月まで、出先機関のうち比較的小規模なものを対象として実施した。

イ 過年度監査は、令和元年5月から同年9月まで、上記以外の出先機関及び本庁を対象として実施した。

### (2) 実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、表1のとおりである。

なお、本庁については、全て実地監査とし、出先機関については、実地監査又は書面監査により実施した。

表1 (部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数)

(単位：機関)

部 局	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
総務部	10	10	9	1
企画振興部	5	5	5	-
防災くらし安心部	7	7	4	3
環境エネルギー部	6	6	6	-
子育て推進部	7	7	4	3
健康福祉部	14	14	8	6
商工労働部	16	16	11	5
観光文化スポーツ部	4	4	4	-
農林水産部	22	22	19	3
県土整備部	14	14	13	1
会計局	1	1	1	-
村山総合支庁	4	4	4	-
最上総合支庁	4	4	4	-
置賜総合支庁	4	4	4	-
庄内総合支庁	4	4	4	-
東京事務所	1	1	1	-
企業局	6	6	4	2
病院事業局	5	5	5	-
県議会	1	1	1	-
教育委員会	75	75	43	32
警察	15	15	10	5
その他委員会等	3	3	3	-
合 計	228	228	167	61

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) 子育て推進部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談センター及び金谷寮並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

## 第2 監査結果の概要

### 1 指摘事項及び注意事項の状況

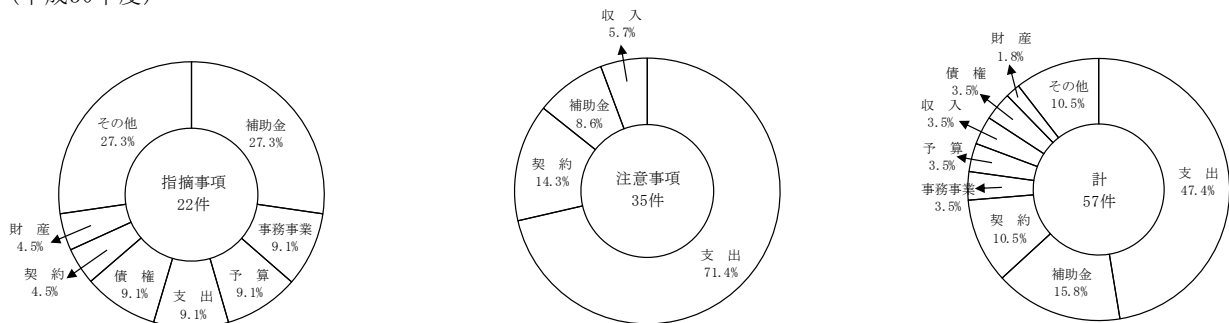
定期監査における指摘事項及び注意事項で最も多かったのは「支出事務が適切でないもの」が27件であり、次いで「補助金等の交付事務が適切でないもの」が9件であった。指摘事項及び注意事項全体の合計件数は57件であり、前年度の84件から27件減少し、前年度に引き続き減少したものの、その内容を見ると、支出事務が適切でないものが例年同様半数程度を占め、同じ誤りが繰り返されているなど、まだ改善の余地があると認められた。

表2（定期監査における指摘、注意事項）

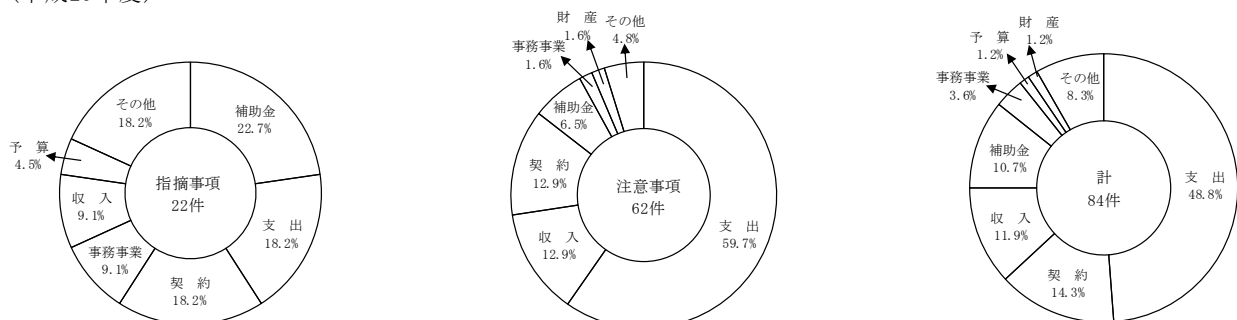
（単位：件）

事項	平成30年度			平成29年度			増減		
	指摘	注意	計	指摘	注意	計	指摘	注意	計
支出事務が適切でないもの	2	25	27	4	37	41	△2	△12	△14
補助金等の交付事務が適切でないもの	6	3	9	5	4	9	1	△1	-
契約事務が適切でないもの	1	5	6	4	8	12	△3	△3	△6
事務事業の執行管理体制が適切でないもの	2	-	2	2	1	3	-	△1	△1
予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの	2	-	2	1	-	1	1	-	1
債権管理事務が適切でないもの	2	-	2	-	-	-	2	-	2
収入事務が適切でないもの	-	2	2	2	8	10	△2	△6	△8
財産の管理が適切でないもの	1	-	1	-	1	1	1	△1	-
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの等）	6	-	6	4	3	7	2	△3	△1
計	22	35	57	22	62	84	-	△27	△27

（平成30年度）



（平成29年度）



## 2 指摘事項及び注意事項の内容並びに考えられる発生要因

### (1) 指摘事項及び注意事項の内容

#### ア 支出 (27件)

内 容	指摘	注意	合計
旅費の支払が2箇月以上遅延したものが相当数あるもの	0	8	8
支払期限内に支払をしていないもの	0	7	7
契約の履行確認から支払まで2箇月以上経過したもの	1	3	4
給料、諸手当及び旅費の支給が適切でないもの	1	2	3
支払事務の遅延により延滞金等を発生させたもの	0	2	2
支払先又は支出額を誤ったもの	0	2	2
会計年度所属区分を誤って支出したもの	0	1	1
計	2	25	27

「旅費の支払が2箇月以上遅延したものが相当数あるもの」は、旅行の最終日から起算して2箇月を超えても旅費が支給されていないものが多数あるものである。

「支払期限内に支払をしていないもの」は、請求書を受領しているにもかかわらず、法令や契約書等で定められた支払期限を超過してから支払をしたものであり、

「契約の履行確認から支払まで2箇月以上経過したもの」は、請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に支払を行わなかったものである。

「給料、諸手当及び旅費の支給が適切でないもの」は、扶養手当の支給要件確認が不十分であったことによる誤支給や、育児休業取得者の期末手当・勤勉手当の支給額の算定を誤ったものである。

#### イ 補助金 (9件)

内 容	指摘	注意	合計
補助金等の交付事務が遅延したもの	5	1	6
補助要綱等に定める変更承認手続きを行わなかったもの	0	2	2
補助事業の実績確認が不十分だったもの	1	0	1
計	6	3	9

「補助金等の交付事務が遅延したもの」は、実績報告から額の確定まで又は額の確定から補助金の支払までに要した期間が2箇月以上になったものである。

「補助事業の実績確認が不十分だったもの」は、実績報告書の添付書類に不備があったにもかかわらず、適正と判断し、補助金の額を確定したものである。

#### ウ 契約 (6件)

内 容	指摘	注意	合計
入札事務が適切でないもの	0	3	3
契約の締結又は履行が適切でないもの	0	2	2
工事の施工管理が適切でないもの	1	0	1
計	1	5	6

「入札事務が適切でないもの」は、落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、

落札決定の取消を行ったものや、入札額が予定価格を超えていたにもかかわらず相手方を決定し契約を行ったものである。

「契約の締結又は履行が適切でないもの」は、契約書記載事項に不備があったものや、工期の延長を行ったにもかかわらず契約保証期間の変更を行わなかったものである。

「工事の施工管理が適切でないもの」は、工事完了時に現場での完成検査を行わなかったものである。

#### エ 事務事業（2件）

内 容	指摘	注意	合計
内部けん制が的確に機能していないもの	1	0	1
公所長が委任されていない事項について処理しているもの	1	0	1
計	2	0	2

「内部けん制が的確に機能していないもの」は、過年度会計の監査において指摘等がなされた事項の改善が不十分で複数年にわたり不適切な事務処理が続いているものである。

「公所長が委任されていない事項について処理しているもの」は、指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行したものである。

#### オ 予算（2件）

内 容	指摘	注意	合計
予算執行が計画的・効率的でないもの	2	0	2
計	2	0	2

郵便切手の在庫管理が適切でなく、その年度末残高が合理的理由もなく年間使用額の50パーセントを超えているものである。

#### カ 債権（2件）

内 容	指摘	注意	合計
未収金等の債権の管理が適切でないもの	1	0	1
不納欠損処分が適切でないもの	1	0	1
計	2	0	2

「未収金等の債権の管理が適切でないもの」は、契約に係る収入が未済となっていたにもかかわらず、正当な理由もなく督促を行わなかったものである。

「不納欠損処分が適切でないもの」は、時効が完成しているにもかかわらず、時効完成から1年を超えても不納欠損処分を行っていなかったものである。

#### キ 収入（2件）

内 容	指摘	注意	合計
収入の調定が適切でないもの	0	2	2
計	0	2	2



調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものである。

#### ク 財産（1件）

内 容	指摘	注意	合計
物品の管理が適切でないもの	1	0	1
計	1	0	1

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続きが不適切なものである。

#### ケ その他（6件）

内 容	指摘	注意	合計
前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの	6	0	6
計	6	0	6

前回監査（平成29年度対象）において指摘等がなされた事項について、平成30年度も同様の不適切な事務処理を行っていたものであり、諸手当の支給額算定を誤ったもの、最低制限価格の算定誤りにより落札決定の取消を行ったもの、補助金交付事務が遅延したもの等である。

### （2）主な指摘事項等の考えられる発生要因

#### ○ 支出事務に関するもの

##### ア 旅費の支払が2箇月以上遅延したものが相当数あるもの

本来、旅行の最終日から速やかに旅費を支払うべきところ、支払までに2箇月を超えているもの。業務多忙、失念等により、旅行職員（又は代理入力者）による財務システムでの旅費登録に係る処理の遅延や、職員間の連携不足（決裁ライン上の他職員の処理遅延）等が発生要因として考えられる。

##### イ 支払期限内に支払をしていないもの

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限までに支払をしなかったもの。請求書を受理する者と支出事務をする者が異なる場合の両者の連携・情報共有の不備や、支出事務担当者が業務多忙や事務に不慣れであることにより、請求書を受理したものの、支出事務が速やかに行われなかったこと等が発生要因として考えられる。

##### ウ 契約の履行確認から支払まで2箇月以上経過したもの

本来、契約が履行され検査が完了すれば、速やかに代金を支払うべきところ、業者からの請求がないことなどを理由に、支払までの期間が2箇月を超えたもの。検査完了の情報等が共有されていないこと、未請求について催促を行う意識が低いこと等が発生要因として考えられる。

##### エ 給料、諸手当及び旅費の支給が適切でないもの

扶養親族としての要件の確認が不十分だったことにより、扶養手当を誤って支給したもの。また、期末・勤勉手当に係る期間率の算定において、育児休業の除算期間を誤ったことにより返納を要することとなったもの。これらは担当者の諸規程に対する理解が不足していること、組織的な確認が徹底されていないこと等

が発生要因として考えられる。

なお、金額的に指摘又は注意事項の基準には該当しないものも含めると、赴任旅費の支給額誤りと支給すべき異動者等に対して赴任旅費を支給しなかったものは、平成30年度対象監査において、不適切な事務処理の件数が最も多いものである。赴任旅費の支給誤りについても、担当者の諸規程に対する理解が不足していること、組織的な確認が徹底されていないこと等が発生要因として考えられる。

オ 支払事務の遅延により延滞金等が発生させたもの、支払先又は支出額を誤ったもの  
財務システムに誤った支払先又は金額を入力し、誤ったまま支出してしまったもの。また、それに伴い、正しい相手又は金額での支払が遅れ、延滞金等が発生させてしまったもの。担当者が入力した内容について、決裁過程における審査が不十分であること等が発生要因として考えられる。

#### ○ 補助金等の交付事務に関するもの

##### ア 補助金等の交付事務が遅延したもの

事務の遅延により、実績報告から額の確定まで又は額の確定から補助金の支払までに要した期間が2箇月以上になったもの。担当者が業務多忙又は補助金事務に不慣れであることや、「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施について」（平成20年8月29日付け総務部長通知）に基づく「事務執行チェックシート」の活用等による組織的な執行管理が適切に行われていないこと等が発生要因として考えられる。

##### イ 補助要綱等に定める変更承認手続きを行わなかったもの

山形県補助金等の適正化に関する規則及び各補助金交付要綱等に定める軽微な変更該当しないにもかかわらず、変更の承認手続きを行わずに、補助金の額の確定を行ったもの。担当者が交付要綱等の規定を十分に理解していなかったことや、補助事業者の事業執行状況の把握が不十分であったことが発生要因として考えられる。

#### ○ 契約事務に関するもの

##### ア 入札事務が適切でないもの

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消を行ったもの等。これらは担当者の諸規程に対する理解が不足していること、組織的な確認が徹底されていないこと等が発生要因として考えられる。

##### イ 契約の締結又は履行が適切でないもの

工事請負契約において、工期延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更を行っていないもの。また、長期継続契約において、ある年度の支払金額を誤って契約書に記載したもの。これらは担当者の諸規程に対する理解が不足していること、組織的な確認が徹底されていないこと等が発生要因として考えられる。

### 3 指摘事項及び注意事項の部局別状況

指摘事項及び注意事項を合計した件数について、部局別にみると教育委員会が15件(26.3%)と最も多くなっており、次いで農林水産部が7件(12.3%)、観光文化スポーツ部が5件(8.8%)となっている。

各部局の対象機関数に大きな相違があることから、1対象機関あたりの件数でみると観光文化スポーツ部が1.3件、村山総合支庁及び庄内総合支庁が1.0件となっている。平成29年度との比較では、1対象機関あたりの件数は、2部局で増加し、13部局で減少している。

表3 (指摘事項及び注意事項の部局別状況)

(単位：件)

部 局	平成30年度			平成29年度			増減		
	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数
総務部	10	2	0.2	10	-	0.0	-	2	0.2
企画振興部	5	-	0.0	5	2	0.4	-	△2	△0.4
防災くらし安心部	7	1	0.1	6	1	0.2	1	-	△0.0
環境エネルギー部	6	1	0.2	6	2	0.3	-	△1	△0.2
子育て推進部	7	3	0.4	7	1	0.1	-	2	0.3
健康福祉部	14	3	0.2	14	3	0.2	-	-	0.0
商工労働部	16	4	0.3	16	7	0.4	-	△3	△0.2
観光文化スポーツ部	4	5	1.3	3	4	1.3	1	1	△0.1
農林水産部	22	7	0.3	22	10	0.5	-	△3	△0.1
県土整備部	14	2	0.1	14	2	0.1	-	-	0.0
会計局	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
村山総合支庁	4	4	1.0	4	5	1.3	-	△1	△0.3
最上総合支庁	4	2	0.5	4	4	1.0	-	△2	△0.5
置賜総合支庁	4	1	0.3	4	4	1.0	-	△3	△0.8
庄内総合支庁	4	4	1.0	4	5	1.3	-	△1	△0.3
東京事務所	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
企業局	6	1	0.2	6	1	0.2	-	-	0.0
病院事業局	5	1	0.2	5	4	0.8	-	△3	△0.6
県議会	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
教育委員会	75	15	0.2	75	27	0.4	-	△12	△0.2
警察	15	1	0.1	15	2	0.1	-	△1	△0.1
その他委員会等	3	-	0.0	3	-	0.0	-	-	0.0
合 計	228	57	0.3	226	84	0.4	2	△27	△0.1

(注1) 1対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

(注2) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注3) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

#### 4 重点監査項目の監査結果

平成29年度対象定期監査から引き続いて重点監査項目と位置付けた財務事務に関する管理体制（①職員の資質向上、②確実なチェック体制、③所属長等による適正な事務管理）に関しては、多くの所属において適正化に向けた取組が行われているものの、十分な効果が得られていない実態も見られたところであり、監査委員は「平成30年度山形県歳入歳出決算審査意見書」において、より実効性のある対策の検討と実施を求めている。

##### 平成30年度山形県歳入歳出決算審査意見書（抜粋） 11頁 (2)財務事務の適正執行について

以下の点に留意し、より実効性のある対策の検討と実施を改めて求めたい。

##### (ア) 職員の事務処理能力の向上

担当者が制度の内容や関連する法令等を正確に理解していないことや注意不足に起因する事務処理の誤りが見受けられる。担当者は、漫然と前例を踏襲することなく常に業務に必要な知識等の習得に努め、正確な事務処理を徹底する必要がある。

また、職場においては、上司や周りの職員が指導や助言を行うなど効果的なOJTに取り組むとともに、会計局や各部局においては、実践的な研修や事務指導を継続的に実施することが重要である。

##### (イ) 進行管理とチェック機能の強化

不適切な事務処理の内容としては、遅延（事務処理の遅れ）と誤り（ルールを逸脱した処理、計算間違い、文字や数字の入力ミスなど）が大半を占めている。このため、各所属においては、遅延防止のための進行管理や誤りを発生させないためのチェック機能の更なる強化が必要であり、県全体の定期監査における指摘事項等の実態や他所属の優良な取組を参考にしながら、効果を高められるよう取り組むべきである。

現状では、チェックリスト等を活用して進行管理を行っている所属も多いが、実効が上がっていない実態も見られる。このため、まず、各段階の査閲者が確実な点検をしたうえで、取組自体が形骸化していないか否かを随時確認して内容を見直したり、改めて職員に徹底するなどの対応が必要である。また、決裁過程にある文書や事務処理に必要な書類等について、常に処理状況や所在を確認できるよう、可視化して職員間で共有を図るなど組織的な取組が求められる。

特に、出先機関における適正な事務処理の確保については、本庁の所管部局においても必要な指導・助言等を実態に応じてきめ細かく行う必要がある。

##### (ウ) 所属長等による適正なマネジメント

所属長や管理監督の立場にある職員（以下「所属長等」という。）は、財務事務を適正に執行する責任者として、重要な役割を担っている。所属長等は、常に遅延や誤りなど不適切な事務処理の発生リスクがあることを認識したうえで、職場の実態を踏まえ、進行管理やチェック体制の運用を行うとともに、必要に応じて職員毎の業務量の平準化を図るなどの的確な対応が求められる。

### 第3 部局別監査結果の詳細

#### 1 総務部（監査対象 10機関）

- ・指摘事項 2件（支出に関するもの(1件)、債権に関するもの(1件)）
- ・注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
秘書課	実地	令和 元年 8月 23日	木村委員	海老名委員
広報広聴推進課	実地	令和 元年 8月 8日	木村委員	武田委員
人事課	実地	令和 元年 8月 8日	木村委員	武田委員
職員育成センター	書面	平成 31年 2月 28日	伊藤委員	加藤委員
行政改革課	実地	令和 元年 8月 23日	木村委員	海老名委員
総務厚生課	実地	令和 元年 9月 3日	木村委員	武田委員
		指摘事項 1件(支出)		
財政課	実地	令和 元年 8月 23日	小野委員	武田委員
			木村委員	海老名委員
学事文書課	実地	令和 元年 8月 8日	木村委員	武田委員
管財課	実地	令和 元年 8月 23日	木村委員	海老名委員
		指摘事項 1件(債権)		
税政課	実地	令和 元年 8月 8日	木村委員	武田委員

#### <指摘事項>

##### ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。（総務厚生課）

(内容)

扶養手当について、毎年実施している確認事務が適切でなかったため、支給要件を欠いていたにもかかわらず支給し、そのうち時効により消滅していない5年分を期末手当等とともに返納させたもの 1件

扶養手当支給期間 平成 17年 12月から平成 30年 10月まで

事実確認日 平成 30年 10月 18日

返納額合計 680,425円

扶養手当 平成 25年 11月から平成 30年 10月までの支給額 390,000円

期末手当 平成 25年 12月から平成 30年 6月までの支給額(一部)

82,875円

勤勉手当 平成 25年 12月から平成 27年 6月までの支給額(一部)

17,550円

寒冷地手当 平成 25年 11月から平成 30年 3月までの支給額(一部)

190,000円

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

扶養親族の申告において、所得の把握の徹底を図るため、家族調書の扶養状況の申立の欄に、特定の扶養親族の所得状況を具体的に明記させることとした。

併せて、提出された証明書の内容に疑義が認められる場合の対応を内部マニュアルに追記し、担当内での共通確認事項としてチェック体制を更に強化した。

## イ 債権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。(管財課)

(内容)

債権の督促について、納期限後 20 日以内に督促状を交付すべきところ、正当な理由もなく交付していないもの 1 件

平成 30 年度山形県庁舎広告掲出事業に係る広告掲出料

調定日 平成 30 年 4 月 9 日

調定額 2,484,000 円

納期限 平成 30 年 4 月 27 日

納入日 平成 30 年 6 月 26 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

「債権管理表」を作成し、複数職員による納入状況のチェックを定期的に行い、担当係内で未納状況の情報共有を図り、督促事務が適正に行われるよう改善を図った。

## 2 企画振興部 (監査対象 5 機関)

・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
企画調整課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
市町村課	実地	令和 元年 8 月 8 日	木村委員	武田委員
総合交通政策課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
情報政策課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
統計企画課	実地	令和 元年 8 月 8 日	木村委員	武田委員

## 3 防災くらし安心部 (監査対象 7 機関)

・指摘事項 なし

・注意事項 1 件 (支出に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
防災危機管理課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
消防救急課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
消防学校	書面	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
消費生活・地域安全課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
食品安全衛生課	実地	令和 元年 8 月 6 日	木村委員	海老名委員
置賜食肉衛生検査所 (内陸食肉衛生検査所)	書面	平成 31 年 2 月 28 日	鈴木委員	武田委員
		注意事項 1 件 (支出)		
庄内食肉衛生検査所	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員

<注意事項>

ア 支出

(ア) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(置賜食肉衛生検査所)

#### 4 環境エネルギー部（監査対象 6 機関）

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 1 件（契約に関するもの）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
環境企画課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
環境科学研究センター	実地	平成 31 年 1 月 18 日	武田委員	—
エネルギー政策推進課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
水大気環境課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
循環型社会推進課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
みどり自然課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
		注意事項 1 件(契約)		

##### <注意事項>

##### ア 契約

(ア) 落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものがある。(みどり自然課)

#### 5 子育て推進部（監査対象 7 機関）

- ・指摘事項 2 件（債権に関するもの(1件)、補助金に関するもの(1件))
- ・注意事項 1 件（補助金に関するもの）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
子育て支援課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
		注意事項 1 件(補助金)		
子ども家庭課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員
		指摘事項 2 件(債権・補助金)		
福祉相談センター	実地	平成 31 年 1 月 18 日	鈴木委員	加藤委員
庄内児童相談所	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡乳児院	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
朝日学園	書面	平成 31 年 2 月 28 日	鈴木委員	武田委員
若者活躍・男女共同参画課	実地	令和 元年 8 月 6 日	小野委員	武田委員

##### <指摘事項>

##### ア 債権

(ア) 不納欠損処分が適切でないものがある。(子ども家庭課)

(内容)

時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1 年を超えて不納欠損処分を行っていないもので 3 万円以上のもの 1 件

児童扶養手当返納金 1,459,580円

時効起算日 平成24年12月 6 日

時効満了日 平成29年12月 5 日

時効完成日 平成29年12月 6 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

債権整理簿記載時及び所属自己点検（毎年8月）時に、複数職員による確認を徹底し、案件を適切に把握することで、手続きの漏れが起こらないよう事務処理体制の改善を図った。

イ 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。（子ども家庭課）

(内容)

額の確定をしているにもかかわらず、補助金を支払っていないもの 1件

山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金

額の確定日 平成31年4月25日

補助金額 640,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務執行チェックシートについて、事務担当者と業務総括者が情報共有し、ダブルチェックを行うほか、財務会計システムにより支出何ごとに執行額を確認し、事務処理が適切に行われているか確認することとした。

<注意事項>

ア 補助金

(ア) 補助金の交付額が2割を超える減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続きを行っていないものがある。（子育て支援課）

6 健康福祉部（監査対象 14機関）

- ・指摘事項 1件（補助金に関するもの）
- ・注意事項 2件（支出に関するもの(2件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
健康福祉企画課	実地	令和 元年 9月 2日 指摘事項1件(補助金)	小野委員	海老名委員
衛生研究所	書面	平成 31年 2月 28日	伊藤委員	加藤委員
地域福祉推進課	実地	令和 元年 9月 2日 注意事項1件(支出)	小野委員	海老名委員
地域医療対策課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
健康づくり推進課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
長寿社会政策課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
障がい福祉課	実地	令和 元年 9月 2日 注意事項1件(支出)	小野委員	海老名委員
こども医療療育センター	実地	平成 31年 2月 8日	伊藤委員	加藤委員
こども医療療育センター庄内支所	書面	平成 30年 11月 29日	鈴木委員	武田委員
最上学園	書面	平成 30年 12月 5日	鈴木委員	武田委員
やまなみ学園	書面	平成 31年 1月 10日	鈴木委員	加藤委員
鳥海学園	実地	平成 30年 11月 21日	武田委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	書面	平成 30年 11月 29日	鈴木委員	武田委員
精神保健福祉センター	書面	平成 31年 2月 28日	鈴木委員	武田委員

<指摘事項>



ア 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(健康福祉企画課)

(内容)

- a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 5件  
 主な事例は以下のとおり

平成30年度新型インフルエンザ対応医療機関設備整備(外来)

実績報告日 平成30年11月19日

額の確定日 平成31年3月14日

- b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 9件  
 主な事例は以下のとおり

平成30年度新型インフルエンザ対応医療機関設備整備(外来)

実績報告日 平成30年12月14日

額の確定日 平成31年3月14日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後は、各医療機関から実績報告の提出を受けた後、1か月程度で取りまとめのうえ、遅滞なく額の確定処理を行うこととした。

また、業務総括者が適時、事務執行チェックシートによる事務の進捗状況等を確認、管理することで、適切な補助金交付事務の執行に努めることとした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(地域福祉推進課、障がい福祉課)

7 商工労働部 (監査対象 16機関)

- ・指摘事項 1件(予算に関するもの)
- ・注意事項 3件(収入に関するもの(1件)、支出に関するもの(2件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
産業政策課	実地	令和元年8月8日	小野委員	海老名委員
		注意事項1件(支出)		
大阪事務所	実地	令和元年5月16日	武田委員	—
		注意事項1件(支出)		
名古屋事務所	実地	令和元年5月15日	武田委員	—
中小企業振興課	実地	令和元年8月8日	小野委員	海老名委員
工業戦略技術振興課	実地	令和元年8月8日	小野委員	海老名委員
工業技術センター	実地	平成31年2月8日	鈴木委員	武田委員
		注意事項1件(収入)		
工業技術センター置賜試験場	書面	平成31年1月10日	鈴木委員	加藤委員
工業技術センター庄内試験場	書面	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
高度技術研究開発センター	実地	平成31年2月8日	鈴木委員	武田委員
商業・県産品振興課	実地	令和元年8月8日	小野委員	海老名委員
貿易振興課	実地	令和元年8月8日	小野委員	海老名委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
雇用対策課	実地	令和 元年 8月 8日	小野委員	海老名委員
産業技術短期大学校	実地	平成 31年 2月 8日	鈴木委員	武田委員
産業技術短期大学校庄内校	書面	平成 30年 11月 15日	鈴木委員	加藤委員
山形職業能力開発専門校	書面	平成 31年 2月 28日	鈴木委員	武田委員
庄内職業能力開発センター	書面	平成 30年 11月 29日	伊藤委員	加藤委員
		指摘事項 1件(予算)		

<指摘事項>

ア 予算

(ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。(庄内職業能力開発センター)

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成29年度末残高 110,009円 (80.3パーセント)

平成29年度年間使用額 136,945円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

毎月の所属長・担当者による郵便切手の在庫点検により、適切な在庫管理を行うとともに、郵便切手等の購入に関しては、事前に所属長の了解を得てから購入することとし、これまでよりも確認体制を強化した。会計事務担当者において、監査の結果や会計事務担当者研修会等の内容の情報共有を図り、十分留意し事務執行にあたる。

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(工業技術センター)

イ 支出

(ア) 会計年度所属区分を誤って支出した1万円以上のものがある。(産業政策課)

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(大阪事務所)

8 観光文化スポーツ部 (監査対象 4機関)

・指摘事項 3件 (事務事業に関するもの(1件)、補助金に関するもの(1件)、その他(1件))

・注意事項 2件 (支出に関するもの(2件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
観光立県推進課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
		注意事項 1件(支出)		
インバウンド・国際交流推進課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
		指摘事項 2件(事務事業・補助金)		

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
県民文化スポーツ課	実地	令和 元年 9月 2日	小野委員	海老名委員
		指摘事項 1件(その他)、注意事項 1件(支出)		
山形県総合文化芸術館整備推進課	実地	令和 元年 9月 3日	小野委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないものがある。(インバウンド・国際交流推進課)  
(内容)

前年度会計の監査において指摘された事項について、同様の遅延等が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 8件

2箇月超 52件

b 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

業務委託契約において、契約保証金の納入前に契約を締結したもの 1件  
映画・テレビドラマを活用したタイ誘客事業

契約締結日 平成 30年 10月 26日

契約金額 9,990,000円

契約保証金納入日 平成 30年 11月 30日

契約保証金 999,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費については、業務管理者等が日程表の確認等により職員に適切な旅行命令の実施や速やかな復命について声掛けを行うとともに、総括補佐及び庶務係の旅費担当者が週1回、財務会計システムを活用して旅費事務の進捗管理を行うこととした。海外出張に伴う旅費は、現地支払いや為替レート等の要因により、金額の確定までに時間を要する可能性があることから、旅行手配を依頼した旅行会社との連絡調整を密に行い、速やかな金額確定に努めるとともに、支払が過度に遅延することのないよう特に留意することとした。また、特殊事情により支払が遅延する場合は、その理由、経過等を記録し、検証できるようにすることとした。

契約保証金については、各職員に対して、制度の理解と、納入の可能性が判明した時点で速やかに業務管理者等や会計課担当と相談・確認するよう指導するとともに、業務総括者及び業務管理者が一覧表により進捗管理を行うこととした。

イ 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(インバウンド・国際交流推進課)  
(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 10件

主な事例は以下のとおり

平成 30年度山形県海外相互交流拡大支援事業補助金

実績報告日 平成 30年 6月 29日

額の確定日 平成 31年 1月 25日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金申請者に対し、スケジュールや留意事項、記載例をもとに書類の記載方法などにつ

いて説明を行うとともに、必要に応じて、事前にメール等で書類を提出してもらい、修正事項等があれば、丁寧に説明を行うこととした。併せて、事業を実施する中で課題となった事項を整理しながら、次年度の要綱や説明資料に反映することで、事務の改善を図ることとした。また、業務総括者及び業務管理者が一覧表により進捗管理を行うこととした。

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(県民文化スポーツ課)

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないものがある。

額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のもの 1件

平成30年度国民文化祭派遣事業費補助金

額の確定日 平成31年2月8日

支払日 平成31年4月8日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助事業の採択後、各市町村や補助金申請団体等関係者に対し、スケジュールや留意事項、書類の記載方法などについて説明を実施することとし、併せて、これまでの事業実施において課題となった事項を次年度の事業実施に向けて整理し、説明内容に追加するなどにより、より一層、丁寧な説明を行うこととした。補助事業ごとの進捗管理表を係員が共有し定期的に確認することで、事業の進捗状況を管理し、事業実施の遅延を防止することとした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(観光立県推進課)

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(県民文化スポーツ課)

9 農林水産部 (監査対象 22機関)

- ・指摘事項 3件 (事務事業に関するもの(1件)、財産に関するもの(1件)、その他(1件))
- ・注意事項 4件 (支出に関するもの(3件)、補助金に関するもの(1件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
農政企画課	実地	令和 元年 8月23日	木村委員	海老名委員
農林大学校	実地	令和 元年 6月17日	武田委員	—
農業経営・担い手支援課	実地	令和 元年 8月23日	木村委員	海老名委員
		注意事項1件(補助金)		
6次産業推進課	実地	令和 元年 8月23日	木村委員	海老名委員
県産米ブランド推進課	実地	令和 元年 8月23日	木村委員	海老名委員
農業技術環境課	実地	令和 元年 8月29日	武田委員	—
農業総合研究センター	実地	平成31年 2月 8日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター園芸試験場	実地	令和 元年 6月20日	小野委員	加藤委員
		指摘事項2件(事務事業・その他)、 注意事項1件(支出)		

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
農業総合研究センター水田農業試験場	書面	令和 元年 6月 10日	加藤委員	—
		指摘事項 1件(財産)、注意事項 1件(支出)		
農業総合研究センター畜産試験場	実地	令和 元年 6月 17日	小野委員	武田委員
			木村委員	—
農業総合研究センター養豚試験場	書面	令和 元年 6月 10日	加藤委員	—
		注意事項 1件(支出)		
病害虫防除所	実地	平成 31年 2月 8日	鈴木委員	武田委員
病害虫防除所庄内支所	書面	令和 元年 6月 10日	加藤委員	—
園芸農業推進課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
畜産振興課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
水産振興課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
水産試験場	実地	平成 30年 12月 20日	鈴木委員	武田委員
内水面水産試験場	実地	平成 30年 11月 21日	鈴木委員	加藤委員
農村計画課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
農村整備課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
森林ノミクス推進課	実地	令和 元年 8月 29日	武田委員	—
森林研究研修センター	実地	平成 31年 1月 17日	鈴木委員	加藤委員

#### <指摘事項>

##### ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適切に処理されていないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず公所長が執行しているもの 1件

品名 超低温フリーザー

取得価格 2,062,800円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

権限や契約実務が一目で確認できるよう、「契約実務チェックシート」を作成し、担当者の確認作業を容易にするとともに、このチェックシートを起案文書に添付することにより、査閲者、決裁権者によるチェック体制を強化した。

##### イ 財産

(ア) 物品の管理が適切でないものがある。(農業総合研究センター水田農業試験場)

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続きが極めて不適切なもの

(a) 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による管理が行われていない

(b) 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

生産物の受払は、総務課長だけが行ってきたが、総務主査と2名で行うこととした。また、生産物受払簿の補助簿的な「刈取り及び出庫状況表」を新たに作成することとし、それを

もとに生産物受払簿を記入することとした。

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場)

(内容)

収入の調定が適切でないものがある。

調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件  
土地建物使用料(電力供給に係る電柱及び支線の設置)

調定すべき日 平成30年4月1日

調定日 平成30年5月23日

調定額 15,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

毎年行う定例的な調定については、「調定時期一覧表」としてリスト化し、調定日等を担当者と総務課長の複数名で検証する体制にした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(農業総合研究センター養豚試験場)

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(農業総合研究センター園芸試験場、農業総合研究センター水田農業試験場)

イ 補助金

(ア) 事業費が30パーセントを超える減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないものがある。(農業経営・担い手支援課)

10 県土整備部 (監査対象 14機関)

- ・指摘事項 2件(補助金に関するもの(2件))
- ・注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
管理課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
建設企画課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
県土利用政策課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
都市計画課	実地	令和 元年 8月26日	小野委員	武田委員
下水道課	実地	令和 元年 8月26日	小野委員	武田委員
道路整備課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
		指摘事項1件(補助金)		
道路保全課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
河川課	実地	令和 元年 8月26日	小野委員	武田委員
砂防・災害対策課	実地	令和 元年 8月26日	小野委員	武田委員
空港港湾課	実地	令和 元年 8月23日	小野委員	武田委員
山形空港事務所	実地	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
庄内空港事務所	書面	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
港湾事務所	実地	令和 元年 6 月 20 日	木村委員	武田委員
建築住宅課	実地	令和 元年 8 月 23 日	小野委員	武田委員
		指摘事項 1 件(補助金)		

< 指摘事項 >

ア 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(道路整備課)

(内容)

額の確定日から支払までの期間が 3 箇月以上のもの 1 件  
平成 30 年度「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金  
額の確定日 平成 30 年 12 月 26 日  
支払日 平成 31 年 4 月 26 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施について」(H20.8.29 総務部長通知)に基づく事務執行チェックシートがこれまで起案文書添付用の 1 部しか作成されていなかったことから、業務総括者及び文書取扱主任者保存用を作成し、相互に執行状況を確認することとした。これまで事務主任者が作成していた支出伺、支出票を経理主査が作成することに変更し、また、支出票については、これまで課内回議されていなかったが、課内回議のうえ管理課決裁とすることに変更した。

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(建築住宅課)

(内容)

額の確定日から支払までの期間が 3 箇月以上のもの 1 件  
平成 30 年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金  
額の確定日 平成 30 年 10 月 3 日  
支払日 平成 31 年 1 月 10 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

交付申請から支出決定までの一連の処理年月日を記載する「受付管理表」を作成し、担当者は申請書の受付や処理をした際に速やかに入力するとともに、担当主査と担当主幹が同管理表により事務処理の遅れがないか週 1 回必ず確認を行うこととした。

さらに、県庁内の情報管理システムにより業務管理リストを課内で共有し、課長等も処理状況を確認して適宜担当へ声掛けを行う等、支払遅延が発生しない体制づくりを行った。

11 会計局 (監査対象 1 機関)

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
会計局	実地	令和 元年 8 月 26 日	小野委員	武田委員

12 村山総合支庁 (監査対象 4 機関)

- ・指摘事項 1 件 (その他)
- ・注意事項 3 件 (契約に関するもの(2件)、補助金に関するもの(1件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘・注意件数)	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	実地	令和 元年 7月18日	小野委員	武田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	実地	令和 元年 7月18日	小野委員	武田委員
		注意事項 1 件(契約)		
村山総合支庁産業経済部	実地	令和 元年 7月18日	小野委員	武田委員
		注意事項 1 件(補助金)		
村山総合支庁建設部	実地	令和 元年 7月18日	小野委員	武田委員
		指摘事項 1 件(その他)、注意事項 1 件(契約)		

<指摘事項>

ア その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。(村山総合支庁建設部)

(内容)

入札事務が適切でないものがある。

落札決定後に最低制限価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1 件

平成 30 年度災害に強いみちづくり事業(地債)一般県道次年子大浦線用地調査等事務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札事務ミスの再発を防止するため、最低制限価格の算定に限らず、予定価格・積算、公告等閲覧図書、システム入力・操作等入札事務に関わるすべての業務について、チェックリストやマニュアルを活用し、複数人体制でのチェックを行うことで審査体制の強化を図ることとした。また、関係職員すべてが入札事務に精通するよう、関係通知や要領の再確認と整理、定期的なミーティング等により情報共有を徹底していくこととした。

<注意事項>

ア 契約

(ア) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁建設部)

(イ) 長期継続契約にかかる平成31年度分の契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

イ 補助金

(ア) 実績報告日から額の確定までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁産業経済部)

13 最上総合支庁 (監査対象 4 機関)

- ・指摘事項 1 件 (その他)
- ・注意事項 1 件 (支出に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	実地	令和 元年 7月19日	木村委員	海老名委員
		注意事項 1 件(支出)		
最上総合支庁保健福祉環境部	実地	令和 元年 7月19日	木村委員	海老名委員



監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
最上総合支庁産業経済部	実地	令和 元年 7月 19日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁建設部	実地	令和 元年 7月 19日	木村委員	海老名委員
		指摘事項 1件(その他)		

<指摘事項>

ア その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(最上総合支庁建設部)

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計15,000円

主な事例は以下のとおり

既支給額 74,440円

正支給額 82,440円

要追給額 8,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

これまで誤りがあった項目や、赴任旅費の制度で注意すべき点などを盛り込んだチェックシートを作成し活用するとともに、複数名でのチェックを徹底することとした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(最上総合支庁総務企画部)

14 置賜総合支庁 (監査対象 4機関)

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 1件 (契約に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
置賜総合支庁総務企画部	実地	令和 元年 7月 18日	木村委員	海老名委員
		注意事項 1件(契約)		
置賜総合支庁保健福祉環境部	実地	令和 元年 7月 18日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	実地	令和 元年 7月 18日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	実地	令和 元年 7月 18日	木村委員	海老名委員

<注意事項>

ア 契約

(ア) 物品の購入に係る単価契約において、予定価格を超えた金額で業者を決定し、契約を行ったものがある。(置賜総合支庁総務企画部)

15 庄内総合支庁 (監査対象 4機関)

- ・指摘事項 1件 (契約に関するもの)
- ・注意事項 3件 (支出に関するもの(3件))

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
庄内総合支庁総務企画部	実地	令和 元年 7月19日	小野委員	武田委員
		指摘事項 1件(契約)、注意事項 2件(支出)		
庄内総合支庁保健福祉環境部	実地	令和 元年 7月19日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁産業経済部	実地	令和 元年 7月19日	小野委員	武田委員
		注意事項 1件(支出)		
庄内総合支庁建設部	実地	令和 元年 7月19日	小野委員	武田委員

<指摘事項>

ア 契約

(ア) 工事施工管理が適切でないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

(内容)

工事完了時に現場での完成検査を実施しなかったもの 1件

元酒田警第1号職員アパートブロック塀緊急対応工事

工期 平成30年10月26日から同年11月14日まで

契約金額 415,800円

完成日 平成30年11月14日(同日に工事写真を受理)

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

工事の「事務処理チェックシート」を見直し、検査立会いを含めた必要な手続きを可視化するとともに、事務担当者と業務管理者が共有して確認することで、実績の少ない工事施工管理についても手続きの漏れがないよう改善した。また、週一回の係ミーティングで進捗状況や疑問点を確認していくこととした。

是正改善を要すると認められた事項については、指摘を受けた所属に限らず各所属へ周知し、職員に注意喚起していくことで、再発防止に努めていくこととした。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

(イ) 支払事務の遅延等により、延滞利息を発生させたものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

(ウ) 支出額を誤ったことにより、早取期限内での支払ができず、遅収加算金を発生させたものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

16 東京事務所 (監査対象 1機関)

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
東京事務所	実地	令和 元年 5月14日	武田委員	—

17 企業局 (監査対象 6機関)

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 1件(収入に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
企業局	実地	令和 元年 7月 26日	小野委員	武田委員
			木村委員	海老名委員
村山電気水道事務所	書面	令和 元年 6月 10日	加藤委員	—
		注意事項 1件(収入)		
最上電気水道事務所	実地	令和 元年 6月 17日	武田委員	—
置賜電気水道事務所	実地	令和 元年 6月 20日	小野委員	加藤委員
鶴岡電気水道事務所	書面	令和 元年 6月 10日	加藤委員	—
酒田水道事務所	実地	令和 元年 6月 20日	木村委員	武田委員

<注意事項>

ア 収入

(ア) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(村山電気水道事務所)

18 病院事業局 (監査対象 5機関)

- ・指摘事項 1件(その他)
- ・注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
病院事業局	実地	令和 元年 7月 26日	小野委員	武田委員
			木村委員	海老名委員
中央病院	実地	令和 元年 7月 18日	小野委員	武田委員
新庄病院	実地	令和 元年 6月 17日	小野委員	武田委員
			木村委員	—
指摘事項 1件(その他)				
河北病院	実地	令和 元年 6月 20日	小野委員	加藤委員
こころの医療センター	実地	令和 元年 6月 20日	木村委員	武田委員

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(新庄病院)

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成 30年 12月 支給分

既支給額 (100分の70) 238,092円

正支給額 (100分の80) 272,105円

要追給額 34,013円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

勤勉手当の期間率算定誤りを防止するため、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」

に誤りの原因や再発防止策を掲載し、病院事業局全体で原因の共有化を行うとともに、新庄病院独自のチェックシートを用いてダブルチェックを徹底することとした。

## 19 県議会（監査対象 1 機関）

- ・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
議会事務局	実地	令和 元年 9月 3日	小野委員	海老名委員

## 20 教育委員会（監査対象 75機関）

- ・指摘事項 4件（予算に関するもの(1件)、支出に関するもの(1件)、補助金に関するもの(1件)、その他(1件)）
- ・注意事項 11件（支出に関するもの(10件)、契約に関するもの(1件)）

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
教育庁総務課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
教職員課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
文化財・生涯学習課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
義務教育課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
特別支援教育課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
高校教育課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
福利課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
スポーツ保健課	実地	令和 元年 9月 2日	木村委員	武田委員
		指摘事項 1件(補助金)		
図書館	実地	平成 31年 1月 18日	鈴木委員	加藤委員
教育センター	実地	平成 30年 12月 3日	伊藤委員	加藤委員
青年の家	書面	平成 31年 2月 28日	鈴木委員	武田委員
		指摘事項 1件(予算)		
博物館	実地	平成 31年 2月 13日	武田委員	—
朝日少年自然の家	書面	平成 31年 2月 28日	伊藤委員	加藤委員
金峰少年自然の家	実地	平成 30年 12月 20日	鈴木委員	武田委員
飯豊少年自然の家	書面	平成 30年 12月 5日	伊藤委員	加藤委員
神室少年自然の家	実地	平成 31年 1月 17日	伊藤委員	武田委員
村山教育事務所	実地	平成 31年 1月 17日	鈴木委員	加藤委員
		注意事項 1件(支出)		
最上教育事務所	実地	平成 31年 1月 18日	伊藤委員	武田委員
		指摘事項 1件(支出)、注意事項 1件(支出)		
置賜教育事務所	実地	平成 30年 11月 21日	鈴木委員	加藤委員
庄内教育事務所	実地	平成 30年 12月 20日	鈴木委員	武田委員
		注意事項 1件(支出)		
東桜学館中学校	書面	平成 31年 2月 28日	鈴木委員	武田委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
山形東高等学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	鈴木委員	武田委員
山形南高等学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
山形西高等学校	実地	平成 31 年 1 月 18 日	鈴木委員	加藤委員
山形北高等学校	実地	平成 31 年 1 月 18 日	鈴木委員	加藤委員
山形工業高等学校	実地	平成 31 年 1 月 18 日	鈴木委員	加藤委員
		注意事項 2 件(支出)		
山形中央高等学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
霞城学園高等学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
上山明新館高等学校	実地	平成 31 年 2 月 8 日	伊藤委員	加藤委員
		注意事項 1 件(支出)		
天童高等学校	実地	平成 31 年 2 月 13 日	武田委員	—
		注意事項 1 件(支出)		
山辺高等学校	実地	平成 31 年 1 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
寒河江高等学校	実地	平成 31 年 1 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
寒河江工業高等学校	実地	平成 31 年 2 月 13 日	武田委員	—
谷地高等学校	実地	平成 31 年 2 月 13 日	武田委員	—
左沢高等学校	書面	平成 31 年 1 月 10 日	伊藤委員	武田委員
村山産業高等学校	実地	平成 31 年 1 月 18 日	武田委員	—
東桜学館高等学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	鈴木委員	武田委員
北村山高等学校	実地	平成 31 年 1 月 18 日	伊藤委員	武田委員
新庄北高等学校	実地	平成 31 年 1 月 17 日	伊藤委員	武田委員
新庄南高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
新庄神室産業高等学校	実地	平成 31 年 1 月 17 日	伊藤委員	武田委員
米沢興譲館高等学校	実地	平成 30 年 11 月 21 日	鈴木委員	加藤委員
米沢東高等学校	実地	平成 30 年 12 月 20 日	伊藤委員	加藤委員
米沢工業高等学校	書面	平成 31 年 1 月 10 日	伊藤委員	武田委員
米沢商業高等学校	書面	平成 31 年 1 月 10 日	伊藤委員	武田委員
置賜農業高等学校	書面	平成 30 年 12 月 5 日	伊藤委員	加藤委員
南陽高等学校	書面	平成 31 年 2 月 4 日	伊藤委員	加藤委員
高島高等学校	実地	平成 30 年 12 月 20 日	伊藤委員	加藤委員
長井高等学校	実地	平成 30 年 12 月 20 日	伊藤委員	加藤委員
長井工業高等学校	書面	平成 30 年 12 月 5 日	鈴木委員	武田委員
荒砥高等学校	書面	平成 31 年 1 月 10 日	鈴木委員	加藤委員
小国高等学校	書面	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
鶴岡南高等学校	実地	平成 30 年 12 月 20 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡北高等学校	実地	平成 30 年 12 月 3 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡工業高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
		注意事項 2 件(支出・契約)		

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
鶴岡中央高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員
加茂水産高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員
庄内農業高等学校	実地	平成 30 年 11 月 21 日	武田委員	—
庄内総合高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員
酒田東高等学校	実地	平成 30 年 12 月 3 日	鈴木委員	武田委員
酒田西高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員
酒田光陵高等学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
遊佐高等学校	書面	平成 30 年 11 月 15 日	鈴木委員	加藤委員
山形聾学校	実地	平成 31 年 2 月 8 日	伊藤委員	加藤委員
山形養護学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
村山特別支援学校	実地	平成 31 年 2 月 8 日	伊藤委員	加藤委員
山形盲学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
		注意事項 1 件(支出)		
ゆきわり養護学校	実地	平成 31 年 2 月 8 日	伊藤委員	加藤委員
上山高等養護学校	書面	平成 31 年 2 月 28 日	伊藤委員	加藤委員
楯岡特別支援学校	実地	平成 31 年 4 月 23 日	武田委員	—
		指摘事項 1 件(その他)、注意事項 1 件(支出)		
新庄養護学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
米沢養護学校	書面	平成 31 年 1 月 10 日	伊藤委員	武田委員
鶴岡養護学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡高等養護学校	実地	平成 30 年 12 月 3 日	鈴木委員	武田委員
酒田特別支援学校	書面	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員

<指摘事項>

ア 予算

(ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。(青年の家)

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末現在高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成29年度末現在高 117,248円 (198.5パーセント)

平成29年度年間使用額 59,064円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込等を考慮して計画的に購入し、必要最低限の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。

イ 支出

(ア) 支出事務が適切でないものがある。(最上教育事務所)

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 7件 合計 129,954円

主な事例は以下のとおり

「最上の教育指導の重点」の印刷

検査日 平成 29 年 4 月 7 日  
請求書受理日 平成 29 年 12 月 13 日  
支払日 平成 29 年 12 月 27 日  
支出額 58,000 円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 14件 合計 132,872 円

主な事例は以下のとおり

プリンタートナーカートリッジの購入

検査日 平成 29 年 8 月 8 日  
請求書受理日 平成 29 年 11 月 16 日  
支払日 平成 29 年 11 月 30 日  
支出額 5,508 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

物品発注台帳、予算差引簿及び出納簿の作成により、発注から納品、請求行為までの進行管理を把握する体制をとった。また、請求漏れ等を防止するため、月2回の頻度で台帳等を総務課長がチェックしたうえで、所長等管理職に報告する体制を確立した。

ウ 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。(スポーツ保健課)

(内容)

補助事業に係る実績報告の確認が不十分な100万円以上のもの 1件  
平成30年度山形県競技スポーツ強化費補助金  
補助金額 1,257,694円

エ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。(楯岡特別支援学校)

(内容)

支出事務が適切でないものがある。  
勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 1件  
平成29年12月支給分  
既支給額 (100分の70) 314,646 円  
正支給額 (100分の50) 224,747 円  
要返納額 89,899 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

諸手当の算定について、決裁時に積算根拠等のメモ書きを添付し、事務担当者以外も内容確認ができるようチェック体制を強化した。また、楯岡特別支援学校本校及び分校(寒河江校・大江校)の事務担当者間で相互に計算結果を確認する体制を整備した。

<注意事項>

ア 支出

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(山形工業高等学校)

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検

- 査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内教育事務所)
- (ウ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(最上教育事務所、山形工業高等学校、鶴岡工業高等学校、山形盲学校、楯岡特別支援学校)
- (エ) 期末手当等について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(上山明新館高等学校)
- (オ) 扶養手当について、誤って認定し支給したことにより、期末手当とともに返納を要するものがある。(天童高等学校)
- (カ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(村山教育事務所)

イ 契約

- (ア) 工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないものがある。(鶴岡工業高等学校)

21 警察 (監査対象 15機関)

- ・指摘事項 なし
- ・注意事項 1件 (支出に関するもの)

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
警察本部	実地	令和 元年 9月 3日	木村委員	武田委員
山形警察署	実地	平成 31年 2月 8日	鈴木委員	武田委員
上山警察署	書面	平成 31年 2月 28日	鈴木委員	武田委員
天童警察署	実地	平成 30年 12月 3日	伊藤委員	加藤委員
寒河江警察署	実地	平成 31年 2月 13日	武田委員	—
村山警察署	実地	平成 30年 12月 3日	伊藤委員	加藤委員
尾花沢警察署	書面	平成 30年 11月 15日	伊藤委員	武田委員
新庄警察署	実地	平成 31年 1月 17日	伊藤委員	武田委員
庄内警察署	実地	平成 30年 11月 21日	武田委員	—
酒田警察署	実地	平成 30年 12月 3日	鈴木委員	武田委員
		注意事項1件(支出)		
鶴岡警察署	書面	平成 30年 11月 29日	伊藤委員	加藤委員
長井警察署	実地	平成 30年 12月 20日	伊藤委員	加藤委員
小国警察署	実地	平成 30年 11月 21日	鈴木委員	加藤委員
南陽警察署	書面	平成 31年 2月 4日	鈴木委員	武田委員
米沢警察署	書面	平成 30年 12月 5日	鈴木委員	武田委員

<注意事項>

ア 支出

- (ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(酒田警察署)



## 22 その他委員会等（監査対象 3機関）

・指摘及び注意事項 なし

監査対象機関	実施方法	監査年月日 (指摘等件数)	担当監査委員	
監査委員事務局	実地	令和 元年 9月 3日	小野委員	海老名委員
人事委員会事務局	実地	令和 元年 8月 6日	木村委員	海老名委員
労働委員会事務局	実地	令和 元年 9月 3日	木村委員	武田委員